

市第 109 号議案

横浜市中心卸売市場業務条例の一部改正

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年11月28日提出

横浜市長 林 文子

横浜市中心条例（番号）

横浜市中心卸売市場業務条例の一部を改正する条例

横浜市中心卸売市場業務条例（昭和47年3月横浜市中心条例第18号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項に次の1号を加える。

- (6) 横浜市中心暴力団排除条例（平成23年12月横浜市中心条例第51号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第4号の暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、同条第5号の暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

第12条第6項ただし書及び各号を削る。

第14条中「もしくは第4号」を「、第4号若しくは第6号」に、「または」を「又は」に改める。

第16条の見出しを「（せり人章のはい用）」に改め、同条中「登録証を携帯するとともに」を削る。

第18条第3項第2号ウ中「受け」の次に「、その取消しの日において仲卸業者の代表者であった者で」を加え、「経過しない者」を「経過しないもの」に改め、同号に次のように加える。

エ 市場の卸売業者の役員又は使用人である者

第18条第3項第3号中「知識、経験及び資力信用を有する者でない」を「資力信用を有しない」に改め、同項第4号を次のように改める。

- (4) 申請者の業務を執行する役員に仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験を有する者がいないとき。

第18条第3項中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加え、同項を同条第4項とする。

- (5) 申請者が市場の卸売業者であるとき。
- (6) 申請者が暴力団排除条例第2条第2号の暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

第18条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行う。

第21条第1項中「第18条第3項第2号ア若しくはイ又は第4号」を「第18条第4項第2号アからエまで若しくは第5号から第7号まで」に改める。

第22条第4項中「第18条第3項」を「第18条第4項」に改める。

第24条第1項第2号中「第18条第2項第1号」を「第18条第3項第1号」に改める。

第26条第4項第3号中「市場の」を削り、「もしくは仲卸業者または卸売業者もしくは仲卸業者の役員もしくは使用人」を「又は仲卸業者」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1

号を加える。

- (4) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その代表者）が当該申請に係る市場及び取扱品目の部類に属する卸売業者又は仲卸業者の役員又は使用人であるとき。

第26条第4項に次の2号を加える。

- (6) 申請者が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

- (7) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

第28条中「または第3号」を「、第3号、第4号、第6号若しくは第7号のいずれか」に、「または卸売」を「又は卸売」に改める。

第30条第1項中「という。）」の次に「又は同項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）」を加え、「申請をした者」を「申請」に、「各号の一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「破産者」を「申請者が破産者」に改め、同項第2号中「禁錮」を「申請者（申請者が法人である場合にあっては、その業務を執行する役員を含む。）が禁錮」に、「または」を「又は」に改め、同項第3号中「次条または」を「申請者が次条又は」に、「もしくは」を「若しくは」に改め、同項第4号中「業務」を「申請者が業務」に改め、同項に次の2号を加え、同条第2項を削る。

- (5) 申請者が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

- (6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

第31条第1項中「第1種関連事業」の次に「又は第2種関連事業」を、「受けた者」の次に「（以下「関連事業者」という。）」を加え、「前条第1項第1号又は第2号」を「前条第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれか」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受けた者（以下「関連事業者」という。）」を「関連事業者」に、「各号の一」を「いずれか」に改め、同項を同条第2項とする。

第35条第1項各号を次のように改める。

- (1) 卸売予定数量の全てをせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの せり売又は入札の方法
- (2) 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分（この号及び次項において「指定部分」という。）についてはせり売又は入札の方法、指定部分以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引
- (3) 前2号に掲げるもの以外のもの せり売若しくは入札の方法又は相対取引

第35条第2項中「同号の規則で定める割合に相当する部分」を「指定部分」に改める。

第44条を次のように改める。

#### 第44条 削除

第45条第3項第12号中「、第47条第3項または」を「又は」に改める。

第45条の2を削る。

第47条を次のように改める。

#### 第47条 削除

第49条第4項中「調整し、または」を「調製し、又は」に改め、同条第5項を削る。

第52条第2項中「卸売価格」の次に「（せり売、入札又は相対による取引に係る価格に1.08を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）」を加える。

第55条の2中「、規則で定めるところにより」を削り、「市長に届け出なければ」を「作成し、当該特約を結んでいる間、当該書面を保存しておかなければ」に改め、同条に後段として次のように加える。

当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

第57条及び第58条を次のように改める。

#### 第57条及び第58条 削除

第61条を次のように改める。

#### 第61条 削除

第62条第2項中「認める」の次に「場合において、次のいずれにも該当しない」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 申請者（次項の規定により許可申請書を市長に提出した者をいう。次号において同じ。）が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

第66条に次の1号を加える。

- (3) 第62条第2項の許可を受けた者が同項各号のいずれかに該当

することとなったとき。

別表第 1 を次のように改める。

#### 別表第 1 削除

別表第 2 本場の項中「買荷保管所使用料」を「配送センター使用料」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に横浜市中央卸売市場業務条例第12条第1項の規定によるせり人の登録を受けている者の当該登録の有効期間については、この条例による改正後の横浜市中央卸売市場業務条例第12条第6項の規定を適用する。

3 この条例の施行前にした行為に対する横浜市中央卸売市場業務条例第71条の規定の適用については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

市場関係事業者の許可等の要件として暴力団員等でないことを定めるとともに、売買取引の方法の見直しを図る等のため、横浜市中央卸売市場業務条例の一部を改正したいので提案する。

## 参 考

## 横浜市中央卸売市場業務条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（せり人の登録）

第12条 （第1項から第3項まで省略）

4 市長は、第1項の登録の申請があった場合において、その申請に係るせり人が次の各号の一に該当するときは、その登録をしてはならない。

（第1号から第5号まで省略）

(6) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第4号の暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）、同条第5号の暴力団経営支配法人等（以下「暴力団経営支配法人等」という。）又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

（第5項省略）

6 第1項に規定する登録の有効期間は、登録の日から起算して5年間とする。ただし、次に掲げる者の登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。

(1) 初めて登録を受ける者

(2) 第14条又は第71条第3項の規定により登録の取消しを受けた者で、当該取消し後の最初の登録を受けるもの

(3) 第71条第3項の規定により業務の停止を命ぜられた後の最初の登録を受ける者

（せり人の登録の取消し）

第14条 市長は、せり人が第12条第4項第1号、第2号、第4号若しくは第

しくは第 6 号のいずれかに該当することとなったとき、又はせり4 号を遂行するのに必要な能力を有しなくなったと認めるときは、その登録を取り消すものとする。

(せり人章のはい用)  
(登録証の携帯)

第 16 条 せり人は、卸売のせりに従事するときは、登録証を携帯するとともに規則で定めるせり人章をはい用しなければならない。  
(仲卸し業務の許可)

第 18 条 (第 1 項省略)

2 前項の許可は、市場及び取扱品目の部類ごとに行う。

3 第 1 項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した許可申請書を市長に提出しなければならない。  
2 前項

(第 1 号から第 3 号まで省略)

4 3 市長は、第 1 項の許可の申請が次の各号の一に該当するときは、同項の許可をしてはならない。

(第 1 号省略)

(2) 申請者の業務を執行する役員のうち次のいずれかに該当するものがあるとき。

(ア及びイ省略)

ウ 第 21 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 71 条第 1 項若しくは第 4 項の規定による業務の許可の取消しを受け、その取消しの日において仲卸業者の代表者であった者で、その取消しの日

から起算して 3 年を経過しないもの  
経過しない者

エ 市場の卸売業者の役員又は使用人である者

(3) 申請者が仲卸しの業務を適確に遂行するのに必要な資力信用知識、経



- を有しない  
験及び資力信用を有する者でないとき。
- (4) 申請者の業務を執行する役員に仲卸しの業務を適確に遂行す  
申請者が市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人  
るのに必要な知識及び経験を有する者がいないとき。  
である者であるとき。
- (5) 申請者が市場の卸売業者であるとき。
- (6) 申請者が暴力団排除条例第 2 条第 2 号の暴力団（以下「暴力  
団」という。）、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条例第  
7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者である  
とき。
- (7) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させているとき。
- (8) (本文省略)
- (5)

(仲卸し業務の許可の取消し)

第 21 条 市長は、仲卸業者が 第 18 条第 4 項第 2 号アからエまで若し  
第 18 条第 3 項第 2 号ア若しくはイ又は  
くは第 5 号から第 7 号までのいずれかに該当することとなったと  
第 4 号  
き、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有し  
なくなつたと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

(第 2 項省略)

(仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第 22 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

- 4 第 18 条第 4 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の認可について準用  
第 18 条第 3 項  
する。この場合において、第 18 条第 4 項中「第 1 項の許可の申請  
第 18 条第 3 項  
」とあるのは「第 22 条第 1 項又は第 2 項の認可の申請」と、「申  
請者」とあるのは「その申請に係る譲受人又は合併後存続する法  
人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により市場に  
おける仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(名称変更等の届出)

第 24 条 仲卸業者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(第 1 号省略)

- (2) 第 18 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項に変更があったとき。  
第 18 条第 2 項第 1 号

(第 3 号及び第 2 項省略)

(売買参加者の承認)

第 26 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 市長は、第 1 項の承認の申請が次の各号の一に該当する場合を除き同項の承認をするものとする。

(第 1 号及び第 2 号省略)

- (3) 申請者が当該申請に係る市場及び取扱品目の部類に属する市  
場の卸売業者又は仲卸業者  
もしくは仲卸業者または卸売業者もしくは仲卸業者の役員もしくは使用人であるとき。

- (4) 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その代表者)  
が当該申請に係る市場及び取扱品目の部類に属する卸売業者又は仲卸業者の役員又は使用人であるとき。

(5) (本文省略)

- (6) 申請者が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

- (7) 申請者が暴力団員等とその業務に従事させているとき。

(売買参加者の承認の取消し)

第 28 条 市長は、売買参加者が第 26 条第 4 項第 1 号、第 3 号、第 4 号、第 6 号若しくは第 7 号のいずれかに該当することとなったと

き、又は卸売  
または卸売の相手方として必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、その承認を取り消すものとする。

(許可の基準)

第30条 市長は、前条第1項第1号に規定する業務（以下「第1種関連事業」という。）又は同項第2号に規定する業務（以下「第2種関連事業」という。）を営むことについて、同項の許可の申  
請  
請をした者が次のいずれか  
各号の一に該当するときは、許可しないものとする。

- (1) 申請者が破産者  
破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その業務を執  
禁錮  
行する役員を含む。）が禁錮以上の刑に処せられた者又は  
または法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は  
またはその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。
- (3) 申請者が次条又は第71条第2項若しくは第4項の規定による  
次条または  
もしくは許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して3年を経過しない者であるとき。
- (4) 申請者が業務  
業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験及び資力信用を有する者でないとき。
- (5) 申請者が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴  
力団排除条例第7条の暴力団員等と密接な関係を有すると認め  
られる者であるとき。
- (6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

2 市長は、前条第1項第2号に規定する業務（以下「第2種関連  
事業」という。）を営むことについて、同項の許可の申請をした

者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しない  
と認めるときは、許可しないものとする。

(許可の取消し)

第31条 市長は、第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受けた者(以下「関連事業者」という。)が前条第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又は業務を適確に遂行するのに必要な資力信用を有しなくなったと認めるときは、第29条第1項の許可を取り消すものとする。

2 市長は、第2種関連事業の許可を受けた者が業務を適確に遂行するのに必要な能力又は資力信用を有しなくなったと認めるときは、第29条第1項の許可を取り消すものとする。

2  
3 市長は、関連事業者  
第1種関連事業又は第2種関連事業の許可を受けた者(以下「関連事業者」という。)が次のいずれかに該当するときは、第29条第1項の許可を取り消すことができる。

(第1号から第4号まで省略)

(売買取引の方法)

第35条 卸売業者は、市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に掲げる売買取引の方法によらなければならない。

- (1) 卸売予定数量の全てをせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの せり売又は入札の方法
- (2) 毎日の卸売予定数量のうち少なくとも一定の割合に相当する部分についてせり売又は入札の方法によることが適当である物品として規則で定めるもの 毎日の卸売予定数量のうち規則で定める割合に相当する部分 (この号及び次項において「指定部  
相対取引

分」という。)についてはせり売又は入札の方法、指定部分以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対取引

- (3) 前2号に掲げるもの以外のもの せり売若しくは入札の方法  
別表第1第3号に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又  
又は相対取引  
は相対取引

- 2 卸売業者は、前項第1号又は第2号に掲げる物品（同号に掲げる物品にあつては、指定部分  
同号の規則で定める割合に相当する部分に限る。）については、次の各号に掲げる場合であつて市長がせり売又は入札の方法により卸売をすることが不適當であると認めて、規則で定めるところにより承認したときは、相対取引によることができる。

（第1号から第7号まで及び第3項から第5項まで省略）

（委託手数料以外の報償の收受の禁止）

- 第44条 削除  
卸売業者は、市場における卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から第56条第1項の委託手数料以外の報償を受けてはならない。

（受託契約約款）

- 第45条 （第1項及び第2項省略）

- 3 第1項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

（第1号から第11号まで省略）

- (12) 第39条第1項ただし書 又は  
、第47条第3項または第82条の規定による場合に関する事項

（第13号から第17号まで及び第4項省略）

（受託契約約款の掲示）

- 第45条の2 卸売業者は、前条第1項の規定により承認を受けた受

託契約約款を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならぬ。

(卸売をした相手方の明示及び引取り)

第 47 条 削除  
卸売業者は、規則で定めるところにより、その卸売をした物品を買い受けた仲卸業者又は売買参加者が明らかになるよう措置しなければならぬ。

2 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から卸売を受けた物品を、速やかに、引き取らなければならぬ。

3 卸売業者は、仲卸業者又は売買参加者が引取りを怠ったと認められるときは、仲卸業者又は売買参加者の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることができる。

4 卸売業者は、前項の規定により他の者に卸売をした場合において、その卸売価格（せり売、入札又は相対による取引に係る価格に 1.08 を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）が同項の仲卸業者又は売買参加者に対する卸売価格より低いときは、その差額をその仲卸業者又は売買参加者に請求することができる。

第 49 条 (第 1 項から第 3 項まで省略)

4 仲卸業者は、当該許可に係る取扱物品を貯蔵し、保管し、仕分けし、調整し、又は配送するための施設をその許可を受けた市場外に設置することができる。

5 前項の施設を設置した仲卸業者は、規則で定めるところにより、市長に届出書を提出しなければならない。  
(卸売予定数量等の報告)

第 52 条 (第 1 項省略)

2 卸売業者は、規則で定めるところにより、毎開場日、次の各号

に掲げる物品について、品目ごとの卸売の数量及び主要な産地並びに高値、中値及び安値に区分した卸売価格（せり売、入札又は相対による取引に係る価格に1.08を乗じて得た価格をいう。以下同じ。）を市長に報告しなければならない。

（第1号から第4号まで及び第3項省略）

（仕切り及び送金に関する特約）

第55条の2 卸売業者は、売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者と特約を結んだときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を作成し、当該特約を結んでいる間、当該書面を保存しておかなければならない。当該書面の内容を変更した場合も同様とする。

（第1号から第4号まで省略）

## 第57条及び第58条 削除

### 第57条 削除

（出荷奨励金の交付）

第58条 卸売業者は、当該市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付するときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第1項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性をそこない、または卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、取扱品目の安定的供給に資するものと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(完納奨励金の交付)

第 61 条 削除  
卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため仲卸業者及び売買参加者に対して完納奨励金を交付するときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けようとする卸売業者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、第 1 項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性をそこない、または卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、同項の承認をしてはならない。

(施設の使用指定)

第 62 条 (第 1 項省略)

2 市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため特に必要があると認める場合において、次のいずれにも該当しないときは、売買参加者その他前項に規定する者以外の者に対して市場施設の使用を許可することができる。

(1) 申請者(次項の規定により許可申請書を市長に提出した者をいう。次号において同じ。)が暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団排除条例第 7 条の暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。

(2) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させているとき。

(第 3 項から第 6 項まで省略)

(指定または許可の取消等)



第 66 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用者に対し、使用の指定もしくは使用の許可の全部もしくは一部を取り消し、または使用の制限もしくは停止その他の必要な措置を命ずることができる。

(第 1 号及び第 2 号省略)

(3) 第 62 条第 2 項の許可を受けた者が同項各号のいずれかに該当することとなったとき。

別表第 1 削除

別表第 1 (第 35 条第 1 項)

類別	取扱品目の部類	物 品
1 号	水産物部	生鮮まぐろ類その他の生鮮水産物のうち規則で定めるもの
	花き部	第 2 号又は第 3 号に掲げる花き以外のもの
	食肉部	牛及び豚の枝肉（卸売業者が生体で委託を受け、横浜市中央と畜場においてと畜解体されたものに限る。）
2 号	青果部	市内産の野菜及び果実（個選品に限る。）
	水産物部	あじ、さばその他の生鮮水産物のうち規則で定めるもの
	花き部	菊及びカーネーションの切花、シクラメン及び日日草の花木のはち植のもの、花壇用苗物並びに規則で定める切花及び花木のはち植のもの
3 号	青果部	第 2 号に掲げる野菜及び果実以外のもの、野菜及び果実の加工品並びに規則で定める食料品
	水産物部	第 1 号又は第 2 号に掲げる生鮮水産物以外のもの及び生鮮水産物の加工品並びに規則で定める食料品
	花き部	かきつばた及びほおずきの切花、そてつの枝物、花きのうち加工されたもの並びに規則で定める切花、枝物及び花木のはち植のもの
	食肉部	牛及び豚の搬入枝肉、牛及び豚の部分肉、馬肉、羊肉、輸入に係る牛肉及び豚肉その他の第 1 号に掲げる肉類以外のもの並びに肉類の加工品

	鳥 卵 部	食鳥、鳥卵及びこれらの加工品
--	-------	----------------

別表第 2 (第 68 条第 1 項)

市場	種 別	使 用 料 の 額		
本場	(省 略)			
	水産	(省 略)		
	物部 ・鳥	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 35%; text-align: center;"> <u>配送センタ</u>  <u>買荷保管所</u>  <u>一使用料</u>  <u>使用料</u> </td> <td style="text-align: center;">1 平方メートルにつき 月額 1,200 円</td> </tr> </table>	<u>配送センタ</u> <u>買荷保管所</u> <u>一使用料</u> <u>使用料</u>	1 平方メートルにつき 月額 1,200 円
	<u>配送センタ</u> <u>買荷保管所</u> <u>一使用料</u> <u>使用料</u>	1 平方メートルにつき 月額 1,200 円		
卵部	(省 略)			
(省 略)				

(備考省略)